

学業成績について

学業成績は、履修した授業科目について、その理解度及び到達度を表すものです。履修科目の学修成果は、その成績評価によって判定されます。

1. 成績評価及び不正行為処罰指針

① 成績評価方法

学業成績は、授業科目ごとに行う平常試験、並びに事前の準備及び事後の展開を含めた授業への取組状況等について、総合的に評価することによって査定します。ただし、演習科目、体育実技科目及び実験・実習科目については、授業科目ごとの特性に応じたその他の方法で学修の成果を評価することにより、学業成績を定める場合があります。

各授業科目の成績評価基準については、シラバスで確認してください。

② 平常試験及び理解度確認テスト

平常試験とは、学生の学力向上のために、授業担当教員が必要に応じて随時行う試験のことです。特に、授業の内容について理解度を総合的に判定するために、第14回又は第15回の授業において、60分間の平常試験（以下「理解度確認テスト」という）を行う場合があります。

③ 不正行為（カンニング等）処罰指針

短期大学部（船橋校舎）では、平常試験及び理解度確認テスト（追テストを含む）における不正行為（カンニング、試験妨害、身代わり受験等）に対しては、日本大学短期大学部学則第50条及び第51条に定める懲戒（訓告、停学、退学）をもって厳格に処罰を行った上で、次のとおり教育指導上の措置を徹底します。

- (1) 当該受験科目の成績を無効とすることに加え、その悪質性などを勘案し、当該日又は当該期の全受験科目の成績を無効とする。
- (2) 指導徹底のため、保証人（父母等）、所属学科主任、クラス担任等へ連絡する。
- (3) 再発防止の一助とするため、氏名、学科、学年、学生番号、懲戒の内容等を学生課掲示板へ1週間掲示する。

2. 授業の出席要件

学業成績の査定は、総授業時間数（総授業回数）の5分の3以上の出席がある授業科目について行います。出席が総授業時間数の5分の3（9回）に満たない授業科目については、履修放棄として取り扱い、学業成績の判定を行わず評価Eとします。

3. 成績評価の表示（GPA 制度）

短期大学部（船橋校舎）では、厳格な成績評価及び綿密な学修指導による卒業生の質の保証等のためにGPA（Grade Point Average）制度を導入しています。GPA制度は、単位をどのレベ

ルで修得したかという「学んだ質」で評価するもので、学修を効果的に進めてその質を高めるのに有効です。GPA は、授業科目ごとに所定の計算式に基づいて算出した平均値を用いて学業成績を数値化したものであり、学業成績を客観的にモニターするためのツールとなります。GPA により、学生は学修効果を自分自身で把握することができるため、個人の能力や意欲に合わせて主体的かつ充実した学修を行うことが可能となります。

GPA 制度の下では、学生はいったん履修登録した授業科目は、責任をもって確実に履修することが求められます。短期大学部（船橋校舎）では、履修科目登録単位数の上限設定において GPA の数値を活用しています。また、学生の学習意欲の向上を目的として、「萌葱賞」という表彰制度を設けています。

2年次在学中の学生を対象に、GPA に基づく成績の上位者の中から選考しています。ただし、日本大学特待生は除きます。

① 成績評価基準

		素点	評価	係数	内 容	成績表示
判定	合格	100点～90点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89点～80点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79点～70点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69点～60点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不合格	59点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
無判定		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後、所定の中止手続を取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※ 成績評価は成績表の素点から導き出されるが、履修登録したが成績を示さなかった場合、成績表に素点は記載されず、成績評価はEとなり、該当する係数は0となる。

※ 成績証明書では、合格した授業科目の成績（S、A、B、C）及び認定科目（N）のみを表示する。

② 計算式

(1) 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し、その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修登録単位数（D、Eの単位数も含める）で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示する。

なお、P（履修中止）、N（認定科科目）は GPA に算入しない。

$(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})$

総履修登録単位数（D、Eの単位数も含める）

- (2) GPA 算出の対象科目は、学科の課程修了に係る授業科目とする。
- (3) GPA は、当該年度の学期（学期 GPA）及び年間（年間 GPA）並びに入学時からの累積（累積 GPA）について算出する。
- (4) 再履修した場合、累積 GPA の算出の際には、最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の成績及び単位数は算入しない。

4. 履修中止

短期大学部（船橋校舎）では、原則として履修中止を認めていません。ただし、病気、事故などのやむを得ない事由で十分な学修期間が得られない場合は、当該学科長、クラス担任及び本人の署名捺印の書面（所定用紙）を提出し、許可を得れば履修中止が認められます。提出期限は、前学期及び後学期の授業の最終日までです。

5. 成績証明書

成績証明書には、原則として累積 GPA を記載するものとし、記載しない場合は GPA の証明書を発行します。

6. 再評価

不合格となった授業科目について、特別な事情により当該学科が必要と認めた場合には、教授会の議を経て再評価が行われることがあります。本人からの申請により、再評価を行うことはありません。